

第130回国会概観

—— 村山連立政権初の国会 ——

第130回国会（臨時会）は、平成6年7月18日に召集された。会期は、同月22日までの5日間であり、短期間のものであった。

この臨時会は、6月30日に発足した自民、社会、新党さきがけの3党による村山連立内閣にとって初めての国会であり、村山富市内閣総理大臣の所信表明演説及びこれに対する各党代表質問を行うために開かれたものであった。

召集日に、参議院本会議では、議席の指定及び建設委員長の指名を行うとともに8特別委員会の設置等が議決された。

また、衆議院においては、議院運営委員長及び予算委員長の指名を行い、さらに9特別委員会の設置等が議決された。

〔村山富市内閣総理大臣の所信表明演説〕

村山内閣総理大臣は、召集日の午後、開会式が行われた後の衆参両議院の本会議において就任後初の所信表明演説を行った。

その中で、新政権が目指すべき政治理念として、「人にやさしい政治」「安心できる政治」を掲げた。また、今後我々の進むべき方向は、強い国よりもやさしい国であると考えたとその基本方針を述べた。

さらに、今後行うべき諸改革の出発点として最初に取り組むべきものは政治改革であり、今後の衆議院議員の総選挙が新制度で実施できるように速やかに区割り法案を国会に提出するとともに、さらなる政治腐敗防止への取組みを進め、政治改革に力を注いでいくとの決意を示した。

税制改革では、本年度以降の減税を含む税制改革について、総合的な改革の論議を進め、国民の理解を求めつつ、年内の税制改革の実現に向けて一層努力していくと述べた。

当面の経済運営については、平成6年度予算の円滑な執行や為替相場の安定化など、景気に最大限配慮した経済運営に努力する旨述べた。

平和国家としての国際貢献については、我が国は今後も国際社会において平和国家として積極的な役割を果たしていくことが必要であり、軍事力によらない世界の平和と共存への貢献に力を注ぐ考えである旨表明した。

〔各党代表質問〕

所信表明演説に対して、7月20日、21日及び22日の3日間、衆参両議院の本会議で各党の代表質問が行われた。初の国会論戦において村山総理は、自衛隊の憲法解釈について、専守防衛に徹し、自衛のための必要最小限度の実力組織である自衛隊は憲法の認めるものであると認識していると答弁した。また、日米安保条約については、冷戦終結後も我が国が安全を確保していくためには日米安保条約は必要との従来の政府見解を踏襲するとともに、非武装中立政策に関しては、冷戦構造が崩壊した今日、その政策的役割を終えたと認識していると答弁した。

国連平和維持活動（PKO）については、資金面だけではなく、人的な面での貢献は当然と考えており、今後とも憲法の枠内で国際平和協力法に基づき積極的に行っていくと答弁した。

また、「日の丸」、「君が代」問題についても、掲揚や斉唱は本来強制すべきではないとしながらも、国民の間に定着しており、尊重していきたいと答弁した。

靖国神社への公式参拝に関しては、憲法に違反しないという政府解釈に変わりはない旨答弁した。

このほか、円高対策、日米包括経済協議、農業対策、行政改革、税制改革、衆議院小選挙区の区割り法案の早期成立、北朝鮮への対応、被爆者援護法の制定等の議論が行われた。

〔新聞正次参議院議員の有罪確定〕

公職選挙法第235条の虚偽事項の公表罪で起訴され、1審、2審で禁錮6月・執行猶予4年の有罪判決を受けて最高裁判所に上告していた新聞正次参議院議員は、閉会中の7月15日、参議院議長あてに辞職願を提出した。最高裁は、召集日当日の7月18日、同議員に対して上告棄却の判決を言い渡した。

参議院議院運営委員会理事会は、召集日当日、辞職願の取扱いについて協議の結果、最高裁判決が言い渡された現段階においては、議院の自律権を行使して辞職を許可することは妥当ではないとして辞職の不許可を決定した。

この結果、10日間の判決訂正の申立期間を経て7月29日に判決が確定し、公職選挙法第251条の規定により当選は無効となり、同議員は同日当選を失った。